○今後の越谷サンシティのあり方に関する方針の議決に関する条例

令和５年９月２９日

条例第２４号

地方自治法(昭和２２年条例第６７号)第９６条第２項の規定に基づき、今後の越谷サンシティのあり方に関する方針については、議会の議決すべき事件とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。